

交野市教育委員会

**山本教育長が退任
後任に八木氏就任**

27年11月9日付けで、山本和孝教育長が、退任しました。



退任した山本教育長



八木教育長

問い合わせ
教育総務室
(TEL 810・0530)

山本教育長の後任として、12月3日付けで、八木隆夫さん(66歳)が、就任しました。

所得税の申告

問い合わせ 枚方税務署
(TEL 844・9521)

■枚方税務署での申告

27年分の所得税の確定申告に係る申告・相談を次のとおり行います。

とき 2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日を除く)

※2月21日(日)・28日(日)は開庁しません。

ところ 枚方税務署(枚方市大垣内町2-19-19)

※還付申告となる人は、2月15日以前でも申告書を提出できます。

※期限が近づくとつれ、混雑が予想されますので、早めの申告をお願いします。

※申告書は、郵便や信書便による送付、税務署の時間外

収受箱への投函でも提出できます。

■交野市での申告会場(2月19日までです)

とき 2月5日(金)～19日(金) (土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付終了時間は、3時30分)

※会場の混雑状況により、早め受け付けを打ち切る場合がございますので、ご了承ください。

ところ 市役所別館3階 中会議室

お願い

▽不動産や株式などの譲渡所得・贈与税の申告相談は行っていません。税務署をご利用ください。

▽昨年、パソコンで電子申告をした人には、利用者識別番号が付与されていますので、ご来場の際は、識別番号が記載されたものをお持ちください。

■復興特別所得税の記載漏れについて

平成25～49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得

税と併せて、申告・納付することとされています。そのため、申告書の作成に当たっては「復興特別所得税額」欄、「所得税及び復興特別所得税の額」欄の記載漏れがないようご注意ください。

■確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ)

国税庁ホームページを利用した申告にご協力をお願いします。確定申告書等作成コーナーでは、次の申告書などの作成ができます。

- ▽所得税・消費税の確定申告書
- ▽青色申告決算書
- ▽収支内訳書
- ▽贈与税申告書

※その他、株式などや不動産を売却した場合の所得の計算にも対応しています。

で、株式などに係る譲渡所得などの金額の計算明細書や譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)も作成できます。

※このコーナーで作成した申告書などは、プリンターで印刷して添付資料とともに、郵送などで提出できます。

▽国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)

■税務署員を装った不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗る人が、アンケートの協力依頼や年金の受給状況の調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が発生しています。不審な点があるときは、枚方税務署にお問い合わせください。

確定申告は徒歩・自転車・公共交通機関をご利用ください

毎年、確定申告の時期は市役所駐車場や周辺道路が大変混雑します。渋滞なども予想されますので、徒歩や自転車・公共交通機関をご利用の上、お越しく下さい。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。





市・府民税の申告と 28年度の税制改正

問い合わせ 税務室 (TEL 892-0121)

市・府民税の申告

28年度、市・府民税の申告(27年中の所得に基)く申告の受け付けを、次のとおり行います。

とき 2月5日(金)～3月7日(月)(土・日曜日・祝日を除く)午前9時30分～正午、午後1時～4時
ところ 市役所別館3階 小会議室

※郵送での申告も受け付けます。(郵送先：〒576-18501(住所記入不要) 税務室(市税係))

申告に必要なもの

▽市・府民税申告書(申告会場にも用意しています)
▽印鑑

▽給与や公的年金の源泉徴収票(原本を提出)、収入金額や必要経費が分かる明細書など
▽生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など

※所得税の確定申告をした人は、市・府民税の申告をする必要はありません。

※市・府民税申告は、課税証明書の発行資料や国民健康保険の算定資料などにもなります。27年中に課税される所得がなかった人でも、扶養などの申告が必要な場合は、申告してください。

ふるさと納税の 控除額等改正

■ふるさと納税の特例控除限度額の引き上げ

27年1月1日以降に行う寄附金の税額控除について、市・府民税の特例控除限度額の上限が、所得割額の10%から20%に拡充されます。

■ふるさと納税に係る特例控

除額の計算方法の改正

27年分の所得税から、課税所得4000万円超の部分について、最高税率45%が設けられました(現行、課税所得1800万円を超える分について最高税率40%)。

これに伴い、28年度以降のふるさと納税についての特例控除額の算定方法に用いる割合が、課税所得4000万円を超える分について、45%(26年度から50年度までは、市・府民税については復興特別所得税が課税されるため44.055%)とされます。

特例制度

■ふるさと納税ワンストップ
確定申告不要な給与所得者などが、ふるさと納税を行う場合は、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる仕組みの「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が、27年4月1日以後に支払う寄附金から適用されています。

特例制度の適用には、ふるさと納税先団体が5団体以内であること、および寄附を行う際に各ふるさと納税先団体に特例の申請をする必要があります。

28年度市・府民税の 主な税制改正

■公的年金からの特別徴収の見直し

市・府民税における公的年金からの特別徴収に関して、現行の仮徴収(4月・6月・8月分)については前年度の2月分と同額を徴収しているところですが、特別徴収額の平準化を図るために、29年度以降の仮徴収からは、「前々年分の公的年金等の所得に係る市・府民税額の2分の1」に相当する額」を徴収することとなります。

■転出・税額変更があった場合の特別徴収の見直し
現行、賦課期日(1月1日)後に他市に転出した場合、あるいは特別徴収する金額が変更になった場合は、公的年金からの特別徴収を停止し、普通徴収へ切り替えることとされていますが、28年10月1日以後に実施する特別徴収からは、転出・税額変更があった場合でも次のとおり、特別徴収の全部または一部を継続することとなります。

転出の場合

- ①1月2日～3月31日までに市外へ転出した場合は、8月分まで継続
- ②4月1日～12月31日までに市外へ転出した場合は、翌年2月分まで継続

税額の変更があった場合

▽市から年金保険者に対して、特別徴収税額を通知した(7月ごろ)後に、税額の変更があった場合、一定の条件に該当するときは、変更後の特別徴収税額によって、継続される場合があります。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
現行	前年度の2月と同額			$(\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$		
改正(29年4月～)	$(\text{前々年分の公的年金等の所得に係る市・府民税額の} 2 \text{ 分の} 1) \div 3$			$(\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$		